

別表第18 搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
アルコール性飲料（アルコール度が24%を超え70%以下のもの）	○	○	○	5ℓ	小売販売されている容器に収納されていること。
非放射性的化粧品類及び医薬品類（エアゾールを含み、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	○	○	○	2kg又は2ℓ	エアゾール噴出部は、キャップ等により保護されていること。
副次危険性を有しないものであって、区分番号が2.2のエアゾール（スポーツ用品又は日用品であって、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg又は0.5ℓ以下のもの）	○	×	×		
心臓ペースメーカーその他の医療装置（放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの）	—	—	○	—	体内に埋め込まれたもの又は体外に取り付けられたものに限る。
酸素又は空気（液化されているものを除く。）（医療用のもので小型容器に充てんして携帯するものであって、一容器あたり5kg以下のもの）	○	○	○	—	1) 小型容器に、弁及び調整機が装備されている場合は、不測の作動を防止するように措置すること。 2) 機長は、当該物件の積載場所及び個数を把握すること。
区分番号が2.2の高圧ガス（機械義肢に用いるものでガスシリンダーに充てんして携帯するもの）	○	○	○	—	
装弾（国連番号が0012、0014のものに限る。）	○	×	×	5kg	1) 当該物件は自らが使用するものに限る。 2) 自己の受託手荷物に他人の当該物件を入れてはならない。 3) 数量は包装込みの質量である。
ドライアイス（生鮮食料品等を冷却するために用いるもので炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納するもの）	○	○	×	2.5kg	受託手荷物とする場合は、包装物に以下を表示すること。 1) 「DRY ICE」又は「CARBON DIOXIDE, SOLID」の文字 2) 正味質量が2.5kg以下である旨

小型の喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するもの及び不測の作動を防止するための機能を有しないプリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）を除く。）又は小型の安全マッチ	×	×	○	1個	1) 充てん用のオイル及びガスは持ち込んではならない。 2) 当該物件は、自らが使用するものに限る。
リチウムイオン電池以外の蓄電池（別表第1に掲げる特別規定A123又はA199に準拠する電池を含む。以下この別表において「蓄電池等」という。）（電解液の漏えいを生じないように措置したもの）を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（以下この別表において「電動車椅子等」という。）（蓄電池等を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	1) 蓄電池等のうち、別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型）にあつては別表1に掲げる特別規定A67に準拠していること。 2) 蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123又はA199に準拠する電池を除く。）を取り外すことができない電動車椅子等は、機長がその積載場所を把握すること。
電動車椅子等から取り外した蓄電池等（短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの）	○	×	×	—	1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) 蓄電池等（別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定A123又はA199に準拠する電池を除く。）は、容器に「Battery, wet, with wheelchair」又は「Battery, wet, with mobility aid」の表示を行うとともに、ラベルQ及び第4号様式によるラベルを付すこと。
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子等（電池を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	1) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2) リチウムイオン電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	—	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	1個（1個当たりのワット時定格量が160Wh以下のものにあつては、その数量2個を1個とする。）	

ヘアーカーラー（炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの）	○	○	○	1 個	充てん用の炭化水素ガスは持ち込んではならない。
水銀気圧計又は水銀温度計（水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの）	×	○	×	—	1) 当該物件が気象に関する政府機関又は専門機関の職員により輸送される場合に限る。 2) 機長は、当該物件の積載場所を把握すること。
膨張式救命胴衣等の個人用安全装置に用いられるガスシリンダー（区分番号が 2.2 の炭酸ガス又は高圧ガスが充てんしてある小型のものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	○	○	一の装置当たりの 装備数量 2 個 (装置は 1 個)	
予備のガスシリンダー	○	○	○	2 個	
個人用安全装置以外の装置に用いられるガスシリンダー（副次危険性を有しない区分番号が 2.2 の炭酸ガス又は高圧ガスであって一容器あたり 50ml 以下のもの）	○	○	○	4 個	
熱を発生する器具（高光度の潜水ランプ等）	○	○	×	—	熱を発生する部分と電池を分けること。
銃砲刀剣類等（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 2 第 2 項第 3 号の銃砲刀剣類等をいう。）、銃弾その他航空機内における犯罪の制止のために使用される物件（日本の国籍を有する航空機にあつては、法令に基づき職務のため所持するもの。外国の国籍を有する航空機にあつては、当該外国において航空機内での所持が認められているもののうち、国土交通大臣が適当と認めるもの）	○	○	○	—	
水銀を含んだ医療用体温計（個人用であつて、保護箱に入れてあるもの）	○	×	×	1 個	
雪崩救難用バックパック（区分番号が 1.4 であつて隔離区分が S の火薬類で含有量が 200mg 以下のもの及び区分番号が 2.2 の圧縮ガスのものであり、誤作動が生じないように包装され、かつ、バックパック内のエアバッグが圧力開放	○	○	×	1 個	

弁を有するもの)					
電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。以下同じ。）	×	○	○	—	<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p> <p>2) 予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。</p> <p>3) 当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が2g以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。</p> <p>イ) リチウム電池の単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>4) 当該物件及び電池は、航空機内において充電をしないこと。</p>
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	—	<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p> <p>2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が2g以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。</p> <p>4) 電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) 不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。</p> <p>イ) 電源を切ること。</p>
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		
リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	<p>1) 当該物件は、自らが使用するものに限る。</p> <p>2) リチウムイオン組電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) リチウムイオン組電池は、ワット時定格量が100Whを超え、160Wh以下のものであること。</p> <p>4) 電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、次の要件に該当すること。</p>
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウムイオン組電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		

					<p>ア) 不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。</p> <p>イ) 電源を切ること。</p>
携帯型電子機器に使用される燃料電池	×	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備のカートリッジ2個	<p>1) 当該物件は、引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかが含まれているものに限る。</p> <p>2) 航空機内における燃料電池への燃料補給は行わないこと。ただし、専用の予備カートリッジで補給する場合を除く。</p> <p>3) 当該物件は、国際電気標準会議の安全基準に適合していること。</p> <p>4) 一の当該物件に含まれる燃料の最大容量は、液体については200ml、固体については200g、液化ガスについては、カートリッジが非金属製の場合は120ml、金属製の場合は200ml、水素吸蔵合金については120ml以下のものであること。</p> <p>5) 燃料電池に水素吸蔵合金が含まれる場合にあつては、別表第1に掲げる特別規定A162に準拠すること。</p> <p>6) 燃料を含んだ燃料電池は身につける手荷物としてはならない。</p> <p>7) 燃料電池は、携帯型電子機器が使用されていない間は充電を停止する機能を有するものであって、かつ、「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」の表示がされていること。</p>
燃料電池に使用される予備のカートリッジ	○	○	○		
省エネルギー型の家庭用電球	○	○	○	—	小売販売されている容器に収納されていること。
自動体外式除細動器（AED）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個（リチウム含有量が2g以下のリチウム金属電池及びワット時定格量が100Wh以下のリチウムイオン電池を除く。）	<p>1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>2) リチウム金属電池にあつては、リチウム含有量が8g以下、リチウムイオン電池にあつては、ワット時定格量が160Wh以下のものであること。</p>
短絡しないように個々に保護された予備のリチウム電池	×	○	○		

空気汚染モニター装置の目盛り検査のために使用される危険物を含む透過装置	○	×	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A41に準拠すること。
別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）を内蔵した携帯型電子機器	○	○	×	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	蓄電池（漏れ防止型のもの）は、別表第1に掲げる特別規定A67に準拠しており、かつ、電圧が12V以下、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）	○	○	×		
内燃機関又は燃料電池機関	○	×	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A70に準拠すること。
ウイルスを移さない動物の標本	○	○	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A180に準拠すること。
冷却液体窒素を含有する断熱容器	○	○	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A152に準拠すること。
輸送許容物件が使用されたセキュリティシステムを有する装置（アタッシュケース、金庫、現金輸送用バッグ等であって、不測の作動を防止するための機能を有するもの）	○	×	×	—	<p>1) 当該物件に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。</p> <p>2) 当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア) リチウム金属単電池の場合はリチウム含有量が1g以下、リチウム金属組電池の場合は総リチウム含有量が2g以下であること。</p> <p>イ) リチウムイオン単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、リチウムイオン組電池の場合は総ワット時定格量が100Wh以下であること。</p> <p>ウ) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) 当該物件に高压ガスが含まれている場合は、次の要件に該当すること。</p> <p>ア) 区分番号が2.2であって、一容器当たりの容量が50ml以下であること。</p> <p>イ) 機内で漏出した場合に、著しい不快感を与えることにより航空機乗組員及び客室乗務員の職務の遂行に支障を及ぼすものではないこと。</p>

					ウ) 偶発的に作動した場合であっても、全ての有害な影響は当該装置内にとどまり、かつ、大きな警告音を発するものではないこと。 4) 欠陥又は破損している物件は、輸送が禁止される。
--	--	--	--	--	---

- (注)
- 1) 質量及び容量は、正味質量及び正味容量である。
  - 2) 受託手荷物は、搭乗者が航空機に搭乗する前に、航空運送事業を営業者者に委託する物件である。
  - 3) 電動車椅子等に用いる蓄電池等及びリチウムイオン電池であって、装置から容易に取り外すことができるものは、取り外すこと。
  - 4) 携帯型電子機器は、不測の作動を防止するよう措置されていること。なお、携帯型電子機器とは時計、計算機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話及びノートパソコン等をいう。